

一般社団法人Z E H推進協議会

定 款

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は、一般社団法人ZEH推進協議会（英語名：The Association for Promotion of ZEH）と称する。

第2条 (定義)

ZEH（ゼッチ）とは、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略称であり、住宅の高断熱化と高効率設備により、快適な室内環境と大幅な省エネルギーを同時に実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費する正味のエネルギー量が概ねゼロ以下となる住宅を意味する。

第3条 (主たる事務所)

この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

第4条 (目的)

この法人は、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを意味し、以下同じ）ビルダー（ZEHの建設を受注するハウスメーカー、工務店、建築設計事務所、リフォーム業者、建売住宅販売者等をいう。以下同じ。）及び関連事業者等を会員として構成される全国団体で、建築物省エネ法、エネルギー基本計画及び地球温暖化対策法に掛かる家庭部門における省エネルギー施策目標の実現を民間の立場から支援すると同時に、その目標に貢献する事業者の支援ならびに関連産業の基盤整備及び振興を図り、我が国産業の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

第5条 (事業)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ZEHビルダー及び関連事業者等への支援事業
 - (2) ZEHビルダー及び関連事業者等への研修・講習に関する事業
 - (3) ZEHビルダー及び関連事業者等への情報提供
 - (4) ZEHの普及・啓発活動
 - (5) 前各号に掲げる事業に付帯関連する一切の事業
- 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会員及び社員

第6条 (構成員)

この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 ZEHの普及に関して公益に資する活動を行っている個人又は法人で、この法人の業務の執行・運営に携わる者。
 - (2) 一般会員 この法人の目的に賛同する者で、ZEHビルダーに登録、または登録予定の個人または法人。
 - (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、協力、共存、共栄を図る住宅機器・設備、建材メーカー又は流通業等を営む個人または法人。
 - (4) 協力会員 この法人の目的に賛同し、協力、共存、共栄を図りこの法人の事業の推進を図る法人又は団体。
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

第7条（会員の資格の取得）

この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより、理事長に申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、理事会で定めた資格要件を満たしている場合には、理事長承認をもって代えることができる。その場合、理事長はその後に開催される理事会にこれを報告することを要する。

- 2 法人又は団体たる会員は、この法人に対してその権利を行使する代表者1人（以下「会員代表者」という。）を定め、理事長に届け出なければならない。
- 3 会員は、会員代表者を変更した場合には、別に定める変更届を速やかに理事長に提出しなければならない。

第8条（経費の負担）

この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、社員総会において別に定める額の入会金及び年会費を支払う義務を負う。

第9条（任意退社）

会員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

第10条（除名）

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第11条（会員資格の喪失）

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき
- (4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき

第4章 社員総会

第12条 (構成)

社員総会は、すべての社員をもって構成する。

第13条 (権限)

社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員及び社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第14条 (開催)

社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

第15条 (招集)

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集する場合は、理事長は、社員総会の日から1週間前までに、社員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、社員総会は、社員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

第16条 (議長)

社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

第17条 (議決権)

社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

第18条 (決議)

社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員及び社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更

- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第19条 (議決権の代理行使)

社員総会に出席できない社員は、委任状その他の代理権を証明する書面又は電磁的記録を理事長に提出することにより、他の社員を代理人として議決権を行使させることができる。

第20条 (決議の省略)

理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合においてその提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

第21条 (報告の省略)

理事が社員の全員に対し社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

第22条 (議事録)

社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

第23条 (役員の設置)

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上6名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。

第24条 (役員を選任)

- 1 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 理事会は、理事長を選定及び解職する。この場合において、理事会は、社員総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

第25条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表する。
- 3 理事長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第26条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第27条（役員任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任は妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第28条（役員解任）

理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第29条（役員報酬等）

この法人は、理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第30条（責任の一部免除）

この法人は、法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

第6章 理事会

第31条（構成）

この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第32条（権限）

理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

第33条 (招集)

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、理事長は、理事会の日の7日前までに、各役員に対して通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、役員の前員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

第34条 (議長)

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠席の場合には、理事の中から互選にて選出した理事が議長の職務を代行する。

第35条 (決議)

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しその過半数をもって行う。

第36条 (決議の省略)

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

第37条 (報告の省略)

理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告する事を要しない。

- 2 前項の規定は、第25条第3項の規定による報告には適用しない。

第38条 (議事録)

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

第7章 資産及び会計

第39条 (事業年度)

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第40条 (事業計画及び収支予算)

この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

第41条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第42条（基金）

この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。
- 3 基金の返金の手続きについては、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第8章 定款の変更及び解散

第43条（定款の変更）

この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

第44条（解散）

この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第45条（剰余金の分配の制限）

この法人は、剰余金の分配をすることができない。

第46条（残余財産の帰属）

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

第47条 (公告の方法)

この法人の公告の方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第10章 補則

第48条 (事務局及び職員)

この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、理事会の承認を得て、理事長が任命する。

第49条 (委任)

この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附則

- 1 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

熊本県熊本市中央区新大江三丁目17番38号

小山 貴史

兵庫県神戸市北区松が枝町一丁目1番地の48 301号

荒川 源

- 2 この法人の設立時の主たる事務所の所在場所を次のとおりとする。

東京都港区港南一丁目9番36号アレア品川13階

- 3 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事 小山 貴史

設立時理事 荒川 源

設立時理事 松浦 哲也

設立時監事 関 智子

設立時代表理事 小山 貴史

- 4 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から平成30年3月31日までとする。

以上、一般社団法人Z E H推進協議会の設立のため、設立時社員 小山貴史及び荒川源の定款作成代理人である司法書士法人星野合同事務所（代表社員 星野 大記）は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成29年 6月 19日

設立時社員 熊本県熊本市中央区新大江三丁目17番38号
小 山 貴 史

設立時社員 兵庫県神戸市北区松が枝町一丁目1番地の48 301号
荒 川 源

上記設立時社員2名の定款作成代理人
東京都中央区日本橋本石町三丁目3番16号
司法書士法人星野合同事務所
代表社員 星 野 大 記